特定アルコールの使用の手引き（令和２年３月30 日版）

１　留意事項

○　医療機関等において特定アルコールを使用する場合において、医薬品又は医薬部外品ではないため、使用者の責任において使用すること。必要に応じて、医療機関等内において使用の所定の手続を行う又は使用対象者を施設職員に限定する等の対応を行うこと。

２　使用の方法の例

○　配布された特定アルコール（95vol％程度）18L 入り一斗缶を以下の割合で、１L 程度の容量が入る清潔な気密容器に入れて混和し、手指消毒に使用する。

特定アルコール 830mL

精製水 適量\*

全量 1000mL（約78.9vol％）

\*混合すると体積が減少するため、全量で1000mL となるように希釈すること。

※　特定アルコールが眼に入らないように注意すること（例えば、ゴーグルを着用し、作業すること）。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。

※　作業をする際には、手袋等を着用し、長時間作業しないこと。

※　火気の近くでは作業しないこと。

※　小分けする容器は、メーカーの注意事項等を確認し、アルコール対応のものを使用すること。

※　容器へ小分けする際は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で作業するとともに、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意すること。

また、小分けした容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」の注意事項を記載すること。

３　使用に際しての注意使用に際しての注意

○　調製後のエタノールは、手指消毒のみに用いることとし、損傷皮膚及び粘膜に対しては使用しないこと（刺激作用を有するため）。

○　調製後のエタノールは、一般の手指消毒用エタノールと同様に、同一部位に反復使用した場合には脱脂などによる皮膚荒れを起こすことがあるので注意すること。

○　調製後のエタノールが眼に入らないように注意すること。眼に入った場合は直ちによく水洗すること。

○　火気の近くでは使用しないこと。

○　密閉した室内で多量の調製後のエタノールの噴霧は避けること。

○　容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。

○　その他、日本薬局方エタノール、日本薬局方消毒用エタノール等の製品の使用上の注意等を参考にすること。

４　その他

○　一斗缶の保管に当たり、少量（80L 未満）の場合には消防法上の届出は不要だが、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、容器の持ち運びの際、落下させたり、衝撃を与えたりしないこと。

（参考）配布する特定アルコールの規格の一例

日本アルコール販売(株)　発酵アルコール95 　1 級

宝酒造(株)　95°発酵アルコール

※ なお、本製品は一般的な手指消毒用エタノールの原料と同等のものである。

※ 一斗缶を多量に保管する場合は、消防署への届出等が必要となる場合があるので、最寄りの消防署に相談すること。